

第四十六回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第三十一号

昭和三十九年四月三日(金曜日)

午前十一時十四分開議

出席委員

委員長代理理事 小山 長規君

理事坂田 英一君 理事本名 武君

理事赤路 友藏君 理事足鹿 覺君

理事芳賀 貢君

伊東 隆治君 池田 清志君

宇野 宗佑君 加藤 精三君

龜岡 高夫君 飯谷 忠男君

吉川 久衛君 小枝 一雄君

佐山茂太郎君 寺島隆太郎君

内藤 隆君 八田 貞義君

藤田 義光君 三田村武夫君

亙 四郎君 角屋堅次郎君

栗林 三郎君 東海林 稔君

栖崎弥之助君 西村 関一君

松浦 定義君 湯山 勇君

稲富 稔人君 玉置 一徳君

林 百郎君

出席政府委員

農林政務次官 丹羽 兵助君

農林事務官 昌谷 孝君

(農政局長)

委員外の出席者 松任谷俣太郎君

専門 員

四月三日

委員中村時雄君辞任につき、その補

欠として玉置一徳君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員玉置一徳君辞任につき、その補

欠として中村時雄君が議長の名で

委員に選任された。

本日の会議に付した案件

農林漁業団体職員共済組合法の一部

を改正する法律案(内閣提出第一〇

号)

農林漁業団体職員共済組合法の一部

を改正する法律案(湯山勇君外十一

名提出、衆法第一三三号)

○小山(長)委員長代理 これより会議

を開きます。

内閣提出、農林漁業団体職員共済組

合法の一部を改正する法律案並びに湯

山勇君外十一名提出、農林漁業団体職

員共済組合法の一部を改正する法律

案、右両案を一括して議題といたしま

す。

昨日に引き続き、この際、両案の関

係資料について、政府当局から説明を

いたしたい旨申し出があります。これ

を許します。昌谷農政局長。

○昌谷政府委員 昨日御提出いたしま

した資料についての概要説明は終わっ

たわけでありまして、昨日の御審議に

関連いたしまして、なお資料が不足不

備のような点がございましたので、そ

れらの点を取り急ぎまして、追加資料

としてまとめましたので、まことに

おそれいりますが、その資料の説明を

させていただきますと存じます。

きょう整理しました資料の一ページの

第一の資料は、きのう御質問のござい

ました農林年金の対象となります組合

員の支給手続あるいは給付水準の状況

が、その他年金の給付水準と比べてど

うなっているか。この年金という仕組

みそのものの問題から給付が低くなる

というところのほかに、そうではなく

て、支給手続がその年金給付額を左

右しているという意味でそういうこと

を申し上げたわけでありまして、その

状況の資料が三十七年度までは横に比

較する資料が整っております。三十七

年度になりますと、他の関係の資料が

手元にごさいませんでしたので、とり

あえず手元にごさいます三十七年度で

他の制度との比較をしていただきます

と、農林年金の受給者たる組合員の標

準給付の総体の平均は、三十六年度で

月額一万四千三百五十六円ということ

になっております。男女別に見ますと

一万六千円と八千八百円ということに

なります。これを他の年金の場合と比

較をして見てまいりますと、私学の場合

合年度平均で一万八千六百四十四円とい

うことになっております。厚生年金は

受給者が千五百万人もおるわけでご

さいますから、非常に母集団が広いわけ

でございます。その間の企業間格差

はかなりひどいと思えますが、一応全

国平均で見ますと、厚生年金の場合で

も年度平均で一万七千五百五十八円と

いうことで、農林年金の農林漁業団体

の場合よりも、約三千円ほど平均給付

が上回っておりますという状態が見られま

す。一般公務員につきましては、年金

の対象となります標準給付と申します

か、農協共済の場合の平均給付は全部

の給付の総合計でございまして、それで

見ますと「きまって支給される給付」

の欄と比較していきますと、二万八千

円ということになっております。地方

公務員が全部合わせますと三万円とい

う給付平均が出ております。地方公務

員は都道府県と市町村に分けてござい

ますが、都道府県が三万円、市町村職

員の場合は本俸だけでございまして二

万二千円、その他を合わせまして二万

四千円というものが、一応三十六年度末

の状況でございまして。なお計算の基礎

となりまして備考と申しますか、注を

別書きにしておりますが、農林年金

の場合には定時決定の場合の数値をそ

のままとしております。以上のように

給付ベースそのものが、他の、制度を

ほぼ共通にしております年金と比較し

た場合に、基本になります標準給付の

月額がこれだけ違うという状況がうか

がえるわけでございます。

第二ページの表は、今度標準月

額の表を最低六千円、最高七万五千

円に分けたわけでございます。在来は最

低三千円、最高五万二千円だったわ

けでございますが、それを六千円、

七万五千円と引き上げまして御検討の

資料といたしました在来の標準給付

の分布の推移でございます。きのうも

ちょっと申し上げましたが、三千円以

下の標準給付を受けておりましたもの

の数が、発足時におきましては全体の

○・九二%でございました。これが三

十七年度末になりますと○・一二%、

四千円以下を累計いたしましたとしても○・

二七、五千円以下のところのカバレー

ジがやっと一%になるわけでありま

す。そこで三千円にきめた発足当時

と同じカバレージで最低を設けるとす

るならば、この数字だけから判断いた

しますと五千円以下のところが見合う

わけでありまして、他の諸制度との均

衡も考慮いたしまして、若干こういっ

た低額所得者に対しては掛け金負担が

給付との比例においては過重になると

いう難点はございましたけれども、

最低を六千円に引き上げました。し

たがいまして六千円を最低にしたこと

によってカバレーされる職員の数は、

従来の最低のカバレー率と比較しますと

はるかに上がります。三・二三%の

職員の数をこの最低六千円というところ

でカバーすることになります。した

がって掛け金負担においてはやや重く

なりますけれども、そのかわり共済給

付のほうはそれ相応に手厚くなるとい

うことでございます。それから最高の

ほうを見てまいりますと、五万円以上

を受けておられますものが、制度発足当

時におきましては○・三%であつたわ

けであります。最近三十七年度末には

一・二%というふうになつてございま

す。最近の資料でカバレージが○・三

に近いくところを示しますのは、七万円

以上の○・三九と八万円以上の○・二

三六、この中間くらいに位するのでは

なからうかというところから、この最

高給付を七万五千円と定めた一つの論

拠をここに求めたわけでございます。

なおこのほかに、きのう申し上げまし

たけれども、総体としての平均標準給

付の上昇率四七%というものをそのま

ま当てはめてみますと、大体過去の五

万二千円が七万五千円見当になりますので、それらを参照にして最高をそうしたわけでございます。最高を七万五千円にいたしました結果、雇用期間中に受けておりました給与よりも、年金のベースになる給与のほうが低くなる職員は、ここでごらんいただきますように八万円以上の〇・二三%がそういうことになる役員でございます。主として役員層あるいは高給職員層のごく一部、比較的少数の方々というところでございますので、この辺のところでもよろしかろうかというふうに判断をしたその資料でございます。

第三ページ目の資料は、昨日御質問にありまして、私、口頭で記憶の数字をお答えいたしました例の給与規程を整備しておる組合が、どの程度あるであろうかという資料でございます。この年金は御承知のように圧倒的大部分が農業協同組合の職員でございますし、また調べもつきやすいものですから、ここにありますのは農業協同組合について調べたものでございます。三十六年七月に、下にありますような分布を示します六百二十組合をサンプリングをいたしまして、これについて調べた結果でございます。したがしまして全体の一万何千ある農協、他の団体をも含めれば二万何千ある組合数の中から、これだけをとったわけでございますから、必ずしも適正なサンプルとは申し上げかねますけれども、しかし農協以外の組合についてはこれよりもよいということはまず考えられません。したがいまして一応農協の姿で御想像いただければ、全体のある程度の姿がうかがえるのではないかと思います。そこでこの六百二十組合について見ます

と、とにかく給与規程の定めがありま
すものが全体の六二・三％ということ
になっております。三十六年の数字で
ございますから、その後かなりこの水
準は上がったかと想像いたしますけれ
ども、一応当時の時点では六二・三％
でございます。それで、対応しまして給
与規程を定めてないものが、一番右に
ございますように三五・三％というこ
とになります。六・一三％の一応の給与
規程の定めのある組合の中で、その給
与規程がどの程度守られておるかと思

しますが、給与規程どおり給与が行なわれておるかどうかという点でございますが、それが定めてある場合の内訳として、六二・三％を分額をしてございますが、規程どおりの支給が行なわれておるといふ農協が三八・九％、約四〇％と昨日申し上げたかと思ひますが、この数字でございます。つまり六二％の中で四〇％部分はそういうことになる。給与規程を定めておるものの中、の三分の二程度がそういうことになります。それから給与規程はあるけれども、規程によつたりよらなかつたり、必ずしも規程どおりやつておらなかつたり、というほうが、六二のうちの二一・七でございます。それから規程はあるけれども、規程に従わずに給与を行なつておるといふのが、六二のうちの九・四でございます。その辺がどうもはつきりしない。はつきりしないといふことは、おそらくよつたりよらなかつたりというのに入れておいてもいいものかと思ひますが、これが一・三というふうな状況でございます。こういったことが、国家公務員の場合には標準を本俸のみに置いておりますのに對しまして、私学と農林年金の場合に

は、本俸その他支給される総体を標準給与の月額に位置づけておりますことと、その一つの理由でもあります。また平均標準給与を出します平均を三年で求めるか、五年で求めるかという論議の場合に、従来五年というか、なるべく長い期間の平均で標準給与を求むべしという議論が強かった一つの原因であります。今回は、その点はこういう難点はございましたけれども、五年を三年平均で標準給与を見るところに、踏み切ったわけでございます。

四ページ目の表は、この共済組合に入っております組合員が、一組合当たり平均どのくらいであろうか、一組合当たりの平均の職員数が非常に少ないということが、この年金の一つの特色でもございます。一事業所当たりの職員数が少ないということは、いろいろなことに影響してまいります。これはその状況を見ていただくための表でございまして、十人未満の組合員を使っておる団体が、全体でどのくらいであるかということが、一番右の下から三段目に比率で出されております。全体の団体数二万三千二百五十七団体加盟しております中で、役職員合わせまして、要するに年金にかかっておる職員の数が、十人未満のものが五・七四%を占めております。その十人未満の中で、しかも一人というのが九・五二%、二人ないし四人というのが二・三三%、約四分の一でございします。五人以上九人というのが二・八九%という数字になっております。この中で、団体別に見ますと、総合農協がやはり比較的役職員の数が多いいわけでございます。全体の中で十人未満の共済関係職員しかないというの

が二六・四二%、一番左の欄の下から三行目でございます。約三分の一、三割が、職員数からいえばそういう小さな事業所であるということになります。開拓でありますとか、農業共済でありますとか、たばこ耕作、土地改良、あるいは漁船保険等につきましては、圧倒的の大部分が十人未満の職場であるということがわかるわけになります。

なわ、この表の中で小数点の打ち方や何かが間違っておるのが数カ所ございますが、全体の大勢を見ていただくのに支障はございませんので、後ほど、正誤表で差し上げたいと思いますが、念のために申し上げますと、一番上の一人の欄の漁協の欄、合計を入れて右から四行目、これが四〇・四と書いてございますのは、四〇四の誤りでございます。土地改良の欄の二人ないし四人のところの比率の欄、三七・一八とつべらぼうに書いてありますが、三七・一八でございます。同様、その欄を右に横に書いていただきまして、漁協の欄三二四六と書いてございますのは三二・四六、いまの三二・四六のすぐ下の欄で、数字がはつきりいたしません、これは六八二でございます。そのもう一つ下の欄の比率の欄で、農業共済のところ、左から四つ目の団体でございますが、農業共済の欄三二六〇と書いてございますが、三一・六〇。それをずっと右にいきまして漁船保険等のところ、四四四四と書いてございますが、四四・四四でございます。急ぎましたのでミスがございまして申しわけございませんが、お直しをお願いしたいと思います。

次に五ページの資料は年々組合員資

格を喪失して外へ出ていく組合員の数なり、その年齢なりを見た表でござい
ます。資格喪失者と申しますのは、結
局通算退職年金または本年金の受給権
を発生してくる。要するに年金を受け
る、あるいは一時金を受ける対象と直
接なります者が大部分でございませ
うが、その者がどういう人が要するに
年々そういう対象として出ていくかと
いうことを見た表でございませう。一番
上に三十七年度末がございませうが、こ
れで御説明をいたしますと、まず喪失
者の数は、男子が一万八千八百六十
二人、三十七年度においては年度中に組
合員たる資格を喪失して一時金等の受
給者になったわけでございます。女子
が一万九千五百六十八人、合わせて三
万八千四百三十人が何らかの理由で退
職、離職その他あったわけでございま
す。男子のほうが比率にいたしますと
若干低い、女子のほうが多く出ており
ます。

前年との差と申しますのは、一番下の欄に三十六年度末がございしますが、三十六年度の資格喪失者の発生状況と比較しての増減でございまして、三十六年度は四万二千四百五人資格喪失者が出たわけでございますから、それと比較いたしまして約四千人だけ三十七年度には減って、要するに三十二万人というあの母集団と申しますか、総体の共済組合の対象職員数の中から、これだけが落ちていった人数でございします。この落ちていった人々の平均年齢を見ますと、男子におきましては三十八歳一カ月、女子におきましては二十六歳一カ月、平均をいたしまして三十二歳。まあ年金を考えます場合には、かなり低い平均年齢でございします。主と

して一時金の対象になる方が多いわけ
だろうと思ひます。

それから平均組合員期間を見ます
と、男子の場合で五年三ヵ月、女子の場
合で三年五ヵ月、平均をいたしまして
四年四ヵ月というのがこの資格喪失者
の、当該年度に資格を喪失しました者
の平均組合員期間、したがってこれが
平均標準給与に對して、この年数
が一時金その他算定の場合にものをい
う数字になるわけでございます。この
關係は年々さほど違つておりません。
やはり四年ないし五年というところ
が、男子、女子を合せてみましての一
つの平均的な傾向として、年々統いて
おるように見受けられるわけござい
ます。それらの人々の標準給与の平均
はどうであつたかというのを見ます
と、男子の場合で一万四千九百八十五
円、約一万五千円、女子の場合で九千
円、男女平均いたしまして一万一千九
百五十六円。したがって、きのう
も御指摘がありました、実際に支給
をしてあります一時金なり年金額の金
額が相当少額であるというところは、こ
の平均組合員期間が短いこと、それか
ら標準給与の平均が低い人が受給者に
なつておること等の事情から、そうい
うことになつておるといふふうに御了
承いただきたいと思ひわけございま
す。

最後の給与の上昇額と申しますのは、
年々標準給与がどういふ推移を示
しておるかというところで三十六年度と
比較すれば、資格喪失者の平均給与は
三十六年度の場合よりも若干高い給与
の人が出ておると申しますか、一年
たつわけでございますからそういうこ
ともあろうかと思ひますが、そういう

状況でございます。なお、この表の
いまの給与の上昇額の欄の下から三行
目、三十六年度末の男子の給与の上昇
額のところで、千十七円と書いてある
のでございますが、これは千四十七円
でございます。

次に六ページの表を御説明させてい
ただきますが、これはいまの資格喪失
者が属します組合の種類別に分類をし
てみた数字でございます。したがって
して先ほどの表の三十七年度末の資格
喪失者統計、男女計三万八千四百三十
人というの、この六ページの表の一
番右の合計欄の上から三段目の数字と
合致するわけでございます。この三万
八千四百三十人の内訳は、組合別に見
るとどういふ組合からやめたりほかに
転職したりしている人が多いだろうか
というところでございます。やはり全体
の占める割合が多い關係がございまし
て、総合農協が一番多く二万七千八百
二十一人、他は大団二、三千人から少
ないもので四十人程度という程度のも
のでございます。それを百分比にとりま
したものがその次の欄、それから一番
下の欄に三十六年度末の資格喪失者の
数との比較がしてございます。そうい
うことでこれはいま申しました資格喪
失者の発生する割合、したがって職員
の移動の多いのはどういふところかと
いうことであります。特別の傾向が
ございませんで、やはり頭数に比例し
てあらわれておるといふ程度しかうか
がえないと思ひます。

次に七ページの表でございますが、
先ほど来のはこの年金の掛け金を積む
集団から抜けていった人たちでござい
ますが、今度は新たに組合員となつて
この掛け金負担の關係者に新たに加

わつてきた人々の人数でございます。
したがって先ほどの数といふ中し
上げる数との差約二千人といふのが、
三十二万人の総体の中で年々ふえて
いておるあの総体の人数に見合うわ
けでございます。どういふ取得状況か
と申しますと、男女合せて三十三
七年度中に新たに職員となりまして三
十の数が四万五千五百五十五人、男子が一万八
千人、女子が二万一千七百人、この場合女
子のほうが若干比率としても高く出
ております。前年度との差という欄で中
しみますと、いままではふえる一方で
ございましたが、ふえ方のテンポは少
鈍くなつたといふことが言えるのかと
思ひます。つまり三十六年度中には約
五万人ふえたわけでございますが、三
十七年度にはなりましてからは四万人し
かふえていないといふことで、この職
員数のふえ方は若干テンポがゆるやか
になつたといふことでございます。新
規に入つてまいりました人々の平均年
齢を見ますと、男子で三十一歳、女子
で二十三歳、平均して二十七歳、一般
の職場、会社、工場等の新規採用者と
引き比べてみますと、かなり高い年齢
を示しております。つまり他からの転
職あるいは他で働いておられた方が農
協その他の組合に動きに來るといふよ
うな事例が多いといふことかと思ひ
ておりますが、新規採用といふふう
に見ればかなり高いわけでございます。
したがって標準給与でございますが、
標準給与のほうには全体のベースが
低い關係もありまして、二十七歳一カ
月の平均年齢に對しまして、その人々
の格づけられた平均標準給与は一万
六千六百四十円という数字でございます。
男子が一万三千三百七十五円、女子が

八千三百二十六円。在來から比べます
と、三十四年度、五年度あたりから比
べますと、日に見えて改善されてお
りますが、やはりかなり低いベースで
ございます。年齢との対応關係で見ま
して、かなり低いといえるのではな
うかと思ひます。その上昇のぐあい
の比較の上昇でございます。

先ほどと同様、この約四万人の、三
十七年度に新たに組合員となりまし
た者の団体種類別を見ますと、これもあ
まり大きな差異がございせんが、総
合農協が全体の七七・六%を占めてお
ります。つまり四万人ふえましたうち
三万一千四百二十四人は、総合農協の
職員としてこの共済の対象になつて
きた人々でございます。あとは非常に少
ない数が入つておりますが、最近比較
的に多いのは漁協であろうかと思ひ
ます。この表の中でまたちょっと印刷の
明瞭でない点がございますが、三十四
年度末の女子の欄の特殊農協の欄を見
ていただきますと、三けた目がはつき
りいたしません、これは七四六で
ございます。

第九ページの表は、現在おります
組合員数の中で、一番右の下から三段
目、総組合員数の合計の欄を見ていた
だきますと三十二万六千六百九十九人、三
十七年度末の対象組合員数の総計で
ございますが、この三十二万六千六百九
十九人の勤続年数分布と申しますか、そ
ういふ種類のものと申します。組合
員期間と申しますから、勤続年数と
は必ずしもひとしくございせんが、
それに近いものでございます。それを
見ますと、三十二万人の中で、入つた
ばかりという方が四万人、つまりまだ

一年たたないという方が四万人、平均
年齢で二十七歳一ヵ月、その方の平均
標準給与が一万六千九百八十八円、あと
一年、二年、三年といふふうになつて
くるわけでございます。かなり最近
にこの年金組合の組合員となつた方が
多い。すでに退職年金の受給資格発生
直前にある十五年以上という点をとり
ますと、十五年のところ七千人、十
六年で六千五百人、十七年で四千人と
いうふうなことでございます。十八年
目が若干こぶが出ておりますが、こ
ういふことであります。この辺のところ
が例の最高限度を百分の六十にしたと
きの判断の資料として、現在の時点
でこの組合の最大の問題は最高限度の問
題ではなくて、やはり平均標準給与の
問題だ、したがって三年、五年の問題
とか、あるいは六千円、七千五百円の
問題のことはほうが、実益のある内容
である、百分の六十はついてこの際固
執しなくてもあまり影響がない、そう
いった種類の判断の基礎として用いた
資料といふことでございます。

それからこの資料からも、結局三十
七年度と申しますと、年金が充足いた
しましたのが三十四年度でございます
から、農林年金になつてから四年目
でございます。農林年金になつて四年目
で組合員期間が二十年といふことは、農
林年金の間は四年でございますから、他
の十六年は厚年あるいは地方公務員、
国家公務員等、何らかの他の年金の組
合員期間を持つておられたといふこと
を意味するわけでございます。それを
逆算をしていただければ、大体他の年金
から譲り受けてきた組合員の数が御想
像いただけるわけでございますが、特
にきのう御議論がございましたので、

その中で厚年の前歴を持つている人の数を調べたのが、その次の十ページの表でございます。

これはいまの農林年金と他の年金組合員期間の合計で、九ページで御説明いたしましたものの中から、特に厚生年金の年金期間を持つておる年数と、その人の数を出したのが、この八番目の資料の表でございます。これで見たいとしますとわかりますように、総体の三十二万人の中で、厚生年金の組合員期間を持つております組合員の数が十七万二千四百七十七名。半数よりちょっと大きい数が、厚生年金の組合員期間を持つておられる現在の農林年金の組合員でございます。その中で厚年の年数の持ち方でございますが、見ていただきますとおわかりでありますように、一万以上の人数を持つておるのは七年未満の各年。七年以上持つておられる方でも九年、十年というところがございますが、こういうこととあります。厚年から引き継いだ方々の総体に対する割合は、欄外に五三・一％と書いてありますが、その厚年から持ち込んだ年数の分布は、こういうふうと比較的に少ないところの方が多い。九年、十年、十四年というふうなところに一万人以上のところがございますから、必ずしもそう断定もできませんが、こういう一般的な傾向でございます。十六年以上持つておる人はないというのは、先ほど申しましたように三十四年に農林年金ができました、それから農林年金に入っております関係で、こういう数値が出ております。つまり持ち込む以前に発生をしておったということであらうかと思っております。

昭和三十九年四月九日印刷

昭和三十九年四月十日発行

その次の表はちょっと観点が違った表でありまして、この共済年金の掛け金の徴収状況はどうかということでありまして。総じて申し上げればきわめていいわけでありまして。先ほど来申し上げたように、給与規程がないとか、あるいは小人数を使用しておる事業所が多いとかいうことと比較してみますと、掛け金徴収の状況はきわめて良好と考えてよろしいのではないかと思います。三十七年のところで申し上げますと、告知額、つまり年金の側から納めるようにと通知をいたしました額が四十六億一千八百八十一万二千円、それに対して、この資料で三十九年一月十日現在で、納められました掛け金が四十六億一千六百八十三万一千円、未収額はわずか百九十八万、九九・九六％が納入済みでございます。三十八年度は途中経過までしかわかりませんが、未収の割合が若干ふえておりますが、それでも比較的には収納状況はいいというふうな考えてよいと思っております。三十三年以来の累計で申し上げますと、百九十四億九千万円に對して、九百九十四億納めておりますから、九九・五四％の収納割合を示しております。

この掛け金徴収状況を諸団別に見たのが、その次の十一ページの表でございます。まず充足以来の合計で見たいとしますと、総体の九九・五八、これは三十八年三月三十一日までの数字がそろいませんので、先ほど御説明いたしました絶対の数字の調査時点よりちょっとさかのぼっておりますので、絶対額なり比率なりが、前のトータルとちよつと違っております。これは、その調査時点のズレとして御

容赦願いたいのですが、諸団別に見ていただきますと、九九％以上というのが大部分でありまして、比較的に入状況のよろしくないと思われるのは、二段目の開拓農協の九九・五七、これはいろいろ御想像いただけますような開拓農協の状況から見てうなづけるわけでありまして。それにしてもかなり高い比率を示しております。

なお、まことに申しわけないのですが、この数字がだいたい書き間違いがございまして、比率が違っておりますが、ちよつとここで申し上げますと、三十六年の欄の上から二段目、開拓農協の三十六年の比率の欄でございますが、九九・九七と書いてあります。これは一〇〇と直していただきます。千六百六十五万三千円に對して千六百六十五万三千円ですから、一〇〇％。下の二〇〇％と書き間違えていたわけですが、その次のすぐ下の特殊農協の欄の一〇〇とございまして、逆に九九・九七。さらにそのもう一つの農業共済の欄に九九・九〇とあります。これはそのもう一つの土地改良の一〇〇との書き間違いで、農業共済のほうが九九・九〇ではなくて一〇〇でございます。そして、その下の土地改良の一〇〇とあるのが九九・九〇でございます。それから三十七年の欄の開拓農協の欄でございます。収納額が一七五五六、千七百五十五万六千円。そのあととところがちよつとまちがいのですが、特殊農協以下についての比率の欄が全部書き間違っておりますので、順次申し上げますと、特殊農協の比率は九九・三九、農業共済は九八・九三、土地改良は九五・九九、以下一段ずつ下がってくればいいわけでございます。たば

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

こが九八・五一、森林組合が九五・七五、漁協が九七・〇八、漁船保険等が九九・五七、農業法人が一〇〇でございます。

掛け金の徴収状況はいま御説明申しましたようなことで、かなりきちんとやられておるように思いますが、今度はその次の十二ページの表は、年金共済組合、この農林漁業団体職員共済組合のいわゆる責任準備金、あるいは積み立て金の運用の状況でございます。約二百億近いと申し上げておりますが、最近では、これは三十七年まで書いてございまして、百六十二億のトータルでございます。年々ここにありまして、三十八年度末は二百億をこえたかと思ひますが、その程度の現在の積み立て金の運用状況でございます。この運用をされておる状況を見ますと、三十七年度の一番右の欄でございます。これは全部百万円でございます。それはパーセンテージでございまして、三十七年の積み立て資金の総額百六十二億一千百万円のうち、金銭信託を含めて預貯金として積み立てられておりますものが二八％、四十五億、有価証券として保有されておりますものが五五・一％、八十九億、貸付信託として運用されておりますものが九・一％、十四億八千万円、不動産として運用されておりますものが五・八％、九億四千五百万円、他経理貸し付け金、たとえば福祉の関係等で他経理貸し付け金となつておりますものが二・〇％、三億二千六百万円、以上合計いたしました百六十二億というところになります。

これらの運用につきましては、御承知のとおり法律の七十条に基本規定がございまして、それを受けて運用省令がございまして、その省令によって規制をいたしておるのでございます。今度その運用の一部を改正をしていただくと思つております。というのは、きのうも申し上げましたように、農林漁業団体等への還元的な融資の道を、貸し付けの道を新たに開きたいということで、法律の改正をお願いをいたしております。公共的なものについての還元貸し付け的なものを一応開きたいというので、今度の改正案に出ておるわけでございます。この運用利回り、保険設計はすべて五分五厘ということ

を——これは非常に長期の平均を見ますから、当然そういうことにならうかと思ひますが、保険設計はすべての年金を通じて五分五厘ということになります。現時点における現実の運用利回りは、三十四年が七分七厘、三十五年が七分四厘、この欄で七四〇・一五と書いてございまして、これは四〇・七五の間違ひであります。七四〇・七五でございます。三十六年度が七分七厘、三十七年がかなり有利な運用ができてまして、八分一厘というふうな現状になっております。

以上、昨日の御質疑なり御意見との関連で、きのう用意いたしました資料で不備の点で、私どものほうで整えることのできました範囲内の資料をとりあえず整えて追加して御説明申し上げます。次第でございます。よろしくお願ひいたします。

○小山(長)委員長代理 本日はこれにて散会いたします。

午後零時一分散会